



年企発0428第1号
平成29年4月28日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第15号）及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第29号）が平成30年1月1日より施行され、確定拠出年金における掛金の納付を年単位とする措置等が講ぜられる。

これに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成13年9月27日企国発第18号）の別紙1について、別添のとおり一部を改正し、平成30年1月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

（別紙1）

新			旧		
承認要件等 ○（略） ○（略）			承認要件等 ○（略） ○（略）		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項（略）	（略）	（略）	法第3条第3項（略）	（略）	（略）
1～6の2（略）	（略）	（略）	1～6の2（略）	（略）	（略）
7. 事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	（1）（略） <u>（2）事業主掛金の拠出の方法について、企業型掛金拠出単位期間又は当該期間を区分した期間（拠出区分期間）ごとに拠出することが定められていること。</u> <u>（3）事業主掛金の拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</u> <u>（4）事業主の掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間</u>	（略） ・ 拠出区分期間ごとに事業主掛金を拠出する場合には、拠出区分期間ごとの事業主掛金の額について規約に明記されていること。拠出区分期間は、月単位で区分けするものとすること。 ・（略） ・（略）	7. 事業主掛金の額の算定方法に関する事項	（1）（略） （新設） （新設） （2）事業主の掛金の額は、政令で定める拠出限度額	（略） （新設） ・（略） ・（略）

	<p>における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。（拠出限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・個人型年金に同時加入することができる場合には、加入者が企業型年金加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。 		<p>を超えてはならないこと。（拠出限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・個人年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 三万五千元 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 一万五千五百円 	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（新設）
--	---	---	--	--	---

<p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その<u>拠出に関する事項</u>(企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p>	<p>加入者以外のもの 三万五千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 一万五千五百円 <p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出することができる場合には、あらかじめその旨及び<u>企業型年金加入者掛金の拠出の方法について企業型年金規約に定められていること。</u></p> <p>(2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる<u>企業型掛金拠出単位期間又は当該期間を区分した期間(拠出区分期間)</u>ごとに、自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。 企業型年金加入者掛金に係る<u>拠出区分期間を定める場合は、月単位で区分けするものとし、一以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。</u> (略) (略) (略) (略) (略) 	<p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法等に関する事項(企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p>	<p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる<u>各月につき、自ら掛金を拠出することができる</u>ことが明記されていること。 (新設) (略) (略) (略) (略) (略)
---	--	--	--	--	--

	<p>の決定及び変更の方法が定められていること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、<u>企業型掛金拠出単位期間</u>につき1回に限り変更することができるものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(削除) ・(削除) ・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて<u>企業型掛金拠出単位期間</u>につき1回に限り変更ができることが明記されていること。 ①～⑤ (略) ⑥<u>企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合。</u> ・(略) 		<p>の決定及び変更の方法が定められていること。</p> <p>(3) <u>企業型年金加入者掛金の納付時期について定められていること。</u></p> <p>(4) <u>企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。</u></p> <p>(5) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、<u>年1回に限り変更することができるものであること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業型年金加入者掛金を拠出する加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが明記されていること。</u> ・<u>令第6条第4号中の「年1回」の「年」について、実施事業所ごとに事業年度や暦年などの記載がされており、その年の基準となる日が定められていること。</u> ・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて<u>年1回に限り変更</u>ができることが明記されていること。 ①～⑤ (略) (新設) ・(略)
--	---	---	--	--	--

	<p><u>(4) 企業型年金加入者掛金の拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</u></p> <p><u>(5) 事業主が企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。</u></p> <p><u>(6) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出</u></p>	<p>・(略)</p> <p>・企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又は翌月）の企業型年金加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。</p> <p>・納付期限日を延長した場合に企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除する場合は、その旨が規約に定められていること。</p>		<p>(新設)</p> <p><u>(6) 事業主が企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。</u></p> <p><u>(7) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によ</u></p>	<p>・(略)</p> <p>・企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金)を企業型年金加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。</p> <p>(新設)</p>
--	---	---	--	---	---

	に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。			て不当に制約されるものでないこと。	
7の3～8（略）	（略）	（略）	7の3～8（略）	（略）	（略）
9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項	（参考）～（5）（略） （6）老齢給付金 ①～②（略） ③a～c（略） （削除）	（略） （略）	9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項	（参考）～（5）（略） （6）老齢給付金 ①～②（略） ③a～c（略） <u>d上記cに係る手続きについては、平成29年1月1日から12月31日までの間において、以下の取扱いとすること。</u> <u>○企業型年金加入者であった者（2以上の企業型運営管理機関等又は国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）において（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法</u>	（略） （略）

				<p>という。)第33条 第1項の通算加入 者等の算定の基礎 となる期間を有す る者であつて、同 項各号に掲げるも ののうち、当該老 齢年金の支給の請 求を受けた企業型 記録関連運営管理 機関等の有する同 項の通算加入者等 期間の算定の基礎 となる期間が当該 各号に定める年数 又は月数未満であ るものに限る。以 下同じ。)は、老齢 給付金の請求をす る企業型記録関連 運営管理機関等以 外の記録運営管理 機関等又は連合会 が発行した加入者 等期間証明書を、 当該企業型記録関</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p><u>連運営管理機関に提出するものとする。</u></p> <p>○<u>加入者等期間証明</u> <u>には、当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合には次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><<u>当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等が発行する場合</u>></p> <p>・<u>確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成28年厚</u></p>	
--	--	--	--	---	--

<p>10～11 (略)</p>	<p>④～⑦ (略) (7)～(12) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>10～11 (略)</p>	<p><u>生労働省令第159号。以下「平成28年改正省令」という。）附則第4条第2項第1号に掲げる事項</u> <u><当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会が発行する場合></u> <u>・平成28年改正省令附則第4条第2項第2号に掲げる事項</u> <u>○加入者等期間証明書は、企業型年金加入者であった者からの請求に基づき発行されること。</u></p> <p>④～⑦ (略) (7)～(12) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
------------------	---	----------------------------------	------------------	--	----------------------------------

<p>12. その他政令で定める 事項 ア～イ（略） ウ. 事業主掛金の納付 に関する事項</p>	<p><u>(1) 事業主掛金の納付期限日について定められていること。</u></p> <p><u>(2) 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。</u></p>	<p>・ <u>事業主が事業主掛金を資産管理機関に納付する期日（納付期限日）として、企業型掛金拠出単位期間（当該期間を区分した期間を定めた場合にあつては当該区分した期間）の最後の月の翌月1日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月末日までの日）が明記されていること。</u></p> <p>・ <u>事業主が上記の納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難である場合に納付期限日を延長する場合は、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が指定する場合に納付期限日を延長する旨及び延長後の納付期限日が明記されていること。</u></p>	<p>12. その他政令で定める 事項 ア～イ（略） (新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
---	---	---	---	-------------------------	-------------

<p>エ. 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項 (企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p> <p>オ～ク (略)</p>	<p>(1) 企業型年金加入者掛金の納付期限日について定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。</p> <p>(略)</p>	<p>・企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を事業主を介して資産管理機関に納付する期日 (納付期限日) として、企業型掛金拠出単位期間 (当該期間を区分した期間を定めた場合にあつては当該区分した期間) の最後の月の翌月 1 日から末日までの日 (企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月末日までの日) が明記されていること。</p> <p>・企業型年金加入者が上記の納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難である場合に納付期限日を延長する場合は、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が指定する場合に納付期限日を延長する旨及び延長後の納付期限日が明記されていること。</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
---	--	---	----------------------------	------------------------------------	------------------------
